

雇用契約

本契約は、カリフォルニア州の法律によって組織され存在し主たる事務所をアメリカ合衆国カリフォルニア州アナハイム市アナハイム・ブルバード南 200 番地に有する神奈川工作所・アメリカ・インコーポレーテッド（以下「雇用者」という。）とアメリカ合衆国ヨーバ・リンダ市カサ・ロマ・アベニュー4845 に居住する市民であるジョン・スミス（以下「被用者」という。）との間で 2008 年 6 月 1 日付にて締結されるものであり、次のことを証するものである。

雇用者は、米国においてその製品（以下「製品」という。）の市場を開拓し拡大するために、米国においてある事業（以下「事業」という。）を開始し経営することを望んでいる。

雇用者は、事業について被用者の協力を得るために、被用者を雇用することを望んでいる。

被用者は、事業について被用者に協力するために、雇用者のために勤務する意思がある。

よって、前述の事項ならびに本契約中に記される相互誓約および諸条件を約因として、本契約の当事者は、次のとおりに同意する。

第 1 条（雇用の合意）

本契約中に記される諸条件に基づき、雇用者は本契約により被用者を雇用し、被用者は本契約によりその雇用を受諾する。

第 2 条（雇用期間）

本契約に基づく雇用は、2008 年 6 月 1 日付で開始し、本契約の第 9 条により早期に終了されない限り、2011 年 5 月 31 日まで存続する。

第 3 条（業務の内容）

本契約期間中、被用者は、雇用者のために、次の業務をしなければならない。

- a. 受注処理および出荷業務、発注処理および納期管理、米国への輸入業務、在庫（現品）管理、クレーム対応、売掛金の回収処理、経理関連業務、諸議事録の作成および管理その他の事業の管理に関連する業務。
- b. 雇用者の米国における代理店の信用調査および与信管理等の管理、販売実績の掌握および分析、顧客データの作成および管理、展示会出品のコーディネーション、

販売促進の建策、英文販売資料の原稿の作成その他事業における販売に関連する業務。

- c. 会社設立に関する米国の会社法および税務関連等の調査、会社設立手続のための弁護士の選任およびコーディネーション、会計士の選任およびコーディネーションその他雇用者の米国における会社の設立に関連する業務。
- d. 雇用者被用者が必要に応じて協議し決定する前三号以外の業務。

第4条（労働時間）

被用者は、第3条の業務を遂行するために、週に少なくとも四十（40）時間勤務しなければならない。

第5条（報酬）

5.1. 雇用者は、第2条の業務に対する基礎的な報酬として、被用者に毎月月額 X 千米ドル（US\$XXXX）を支払わなければならない。

5.2 雇用者は、前項の報酬に加え、雇用者の事業による米国における総売上高の五パーセント（5%）を被用者に支払わなければならない。

第6条（租税および社会保険料の負担）

雇用者および被用者は、本契約に基づく被用者の雇用に関して法律によって要求される租税および社会保険料を負担しなければならない。

第7条（費用の負担）

7.1 雇用者は、被用者が第3条の業務を遂行することにより合理的に生じる旅費その他の費用を負担しなければならない。

7.2 被用者は、前項の費用について、その費用の発生を証する領収証その他の証拠書類を付して、当該費用が発生する月の翌月の十五（15）日までに雇用者に報告しなければならない。

第8条（支払）

8.1 雇用者は、第5条第1項の報酬を毎月五（5）日までに被用者に支払わなければならない。

8.2 雇用者は、第5条第2項の報酬および第7条の費用を当該売上有る月または当該費用が発生する月の翌々の五（5）日までに被用者に支払わなければならない。

8.3 雇用者は、前2項に定める支払いを被用者が指定する銀行の口座に電信送金によってしなければならない。

8.4 雇用者は、前項の送金に際し、その送金を被用者が銀行にて受領するために銀行が要求する関係手数料の額を加えて送金しなければならない。

第9条（早期解約）

9.1 第2条にかかわらず、雇用者は、被用者が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解約することができる。

- a. 被用者が本契約のいずれかの条項に違反し是正を求めても六十（60）日以内に履行しないとき。
- b. 被用者が疾病にかかりまたは負傷し、その程度が重大で六（6）ヶ月以内に回復する見込みがないときまたは被用者が死亡したとき。
- c. 被用者の業務の成果が極めて悪い場合において、被用者に通知した後の三（3）ヶ月の猶予期間内に改善が見込めないとき。

9.2 第2条にかかわらず、被用者は、雇用者が次のいずれかに該当する場合は、本契約を解約することができる。

- a. 被用者が本契約のいずれかの条項に違反し是正を求めても六十（60）日以内に履行しないとき。
- b. 雇用者が破産したとき。

第10条（準拠法）

本契約は、カリフォルニア州の法律に基づいて運用し解釈しなければならない。

第11条（言語）

本契約は、日本語と英語で記す。ただし、本契約のいずれかの条項について疑義がある場合には、本契約の日本語版を優先しなければならない。

第12条（誠実協議）

本契約に定めのない事項および本契約の疑義については、雇用者被用者誠実に協議して決定しなければならない。

上記の証として、本契約の両当事者は、冒頭記載の日付にて本契約書2通を作成した。

雇用者

社長 山田 太郎

神奈川工作所・アメリカ・インコーポレーテッド

被用者

ジョン スミス